

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市田中町二二番地、最後の住所山口県下関市大和町一丁目一番一四一〇二〇号グランドヒルズ下関

被相続人 亡 小西 順子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月八日までに請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和八年七月六日

山口県下関市秋根上町三丁目八番二号

相続財産清算人 廣岡 久義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市南吉田町二五九一番地六、最後の住所愛媛県松山市余戸西一丁目七番三八号

被相続人 亡 小林 雅子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和八年七月六日

愛媛県松山市二番町三丁目三番地八

二番町ヒルズ四階 高橋正人法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市彦島迫町二丁目二九五番地、最後の住所福岡県北九州市戸畑区牧山一丁目三番三一〇二号

被相続人 亡 山田 一孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月十日までに請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和八年七月六日

福岡県福岡市博多区博多駅南一丁目一番二七号 AS OFFICE 博多 弁護士

士法人 RITTA 総合法律事務所福岡事務所

相続財産清算人 澤戸 博樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市中央区伊崎三三八番地、最後の住所福岡県福岡市中央区福浜一丁目一番九一〇四号

被相続人 亡 福澤 隆志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和八年七月六日

福岡県福岡市中央区赤坂一七五口マネ

スク赤坂第二二〇六号

相続財産清算人 弁護士 河浦 龍太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県行橋市大字長木六二六番地、最後の住所福岡県行橋市大字長木九五七番地五

被相続人 亡 福田 昭一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和八年七月六日

福岡県北九州市小倉北区堺町二丁目一番一

号 角田ビル小倉七階 弁護士法人堀真聡

法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県佐賀市金立町大字金立六番地、最後の住所佐賀市本庄町大字本庄九七九番地一

被相続人 亡 江口 敦朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和八年七月六日

佐賀県佐賀市多布施一丁目七番三〇号

相続財産清算人 豆田伊左徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県日南市南郷町中村乙五六六番地、最後の住所宮崎県日南市南郷町中村乙五五四七番地五

被相続人 亡 作元 幸次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和八年七月六日

宮崎県日南市鉄肥五丁目四番五五号

相続財産清算人 立山 淳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県小林市野尻町紙屋七七九番地、最後の住所宮崎県小林市野尻町紙屋七七九番地三

被相続人 亡 伊藤 弘幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和八年七月六日

宮崎県小林市本町一三番地鶴丸ビル一〇二号

相続財産清算人 司法書士 中園 茂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県延岡市伊達町三丁目二一番地、最後の住所宮崎県延岡市土々呂町六丁目三〇二八番地九若葉荘

被相続人 亡 山本 泰子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和八年七月六日

宮崎県延岡市中町二丁目二番地二九 一階

相続財産清算人 小瀬 敦

所有権不明土地及び建物管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項及び第十六項の規定により、次のとおり供託しました。

一 対象土地 兵庫県神戸市須磨区須磨寺町三丁目三六番三

対象建物 兵庫県神戸市須磨区須磨寺町三丁目三八番地

二 供託所 神戸地方方法務局

三 供託番号 令和八年度金第三九七号

(一) 対象土地 令和八年度金第三九七号

(二) 対象建物 令和八年度金第三九七号

四 供託金額 七三、七四五円

(一) 対象土地 一一、八七三円

(二) 対象建物 神戸地方裁判所

五 事件名 所有者不明土地及び建物管理命令申

六 事件番号 令和七年(子)第二十五号

七 事件番号 令和七年(子)第二十五号

令和八年七月六日

神戸市中央区海岸通八神港ビル二階神戸プ

ルースカイ法律事務所

所有者不明土地及び建物管理人 伊藤 信二

第 67 期 決 算 公 告

2026年6月10日

札幌市中央区大通西7丁目3番地1
ナラサキ石油株式会社
代表取締役 小松 誠一

貸借対照表の要旨 (単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,626	流動負債	1,142
固定資産	543	固定負債	323
有形固定資産	374	負債合計	1,465
無形固定資産	5	株主資本	1,704
投資その他の資産	164	利益剰余金	130
		利益準備金	1,574
		その他利益剰余金	32
		(うち当期純利益)	1,542
		純資産合計	(165)
		純資産合計	1,704
資産合計	3,169	負債・純資産合計	3,169

第 53 期 決 算 公 告

令和8年6月12日

札幌市東区伏古5条5丁目4番15号

株式会社ミライト・モバイル・イースト

代表取締役社長 明石 孝之

貸借対照表の要旨 (令和8年3月31日現在) (単位: 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,854,030	流動負債	2,805,398
固定資産	562,798	(賞与引当金)	(187,500)
		固定負債	182,477
		(退職給付引当金)	(155,779)
		株主資本	4,428,953
		資本剰余金	35,000
		利益剰余金	10,000
		利益準備金	4,383,953
		その他利益剰余金	8,750
		(当期純利益)	4,375,203
		負債・純資産合計	(933,658)
資産合計	7,416,828	負債・純資産合計	7,416,828